

令和2年第3回
島尻消防組合 10 月定例議会

議事録

令和2年10月29日(木)

令和2年第3回 島尻消防組合 10月定例会				1日目
招集月日	令和2年10月29日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後12時37分	議長	本村 繁
出席(応招)第3回 定例議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	2番	宮平 憲二		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員	3番 米増 雄二	4番 仲間 光枝		
職務の為議場に出席した者	書記 仲村 常司			
地方自治法121条により説明の為議場に出席した者の職、氏名	管理者	瑞慶覧 長敏	予防課長	新里 昇昭
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	新垣 聡
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	新城 安照
	次長	比嘉 典夫	第三警備課長	平安名 勲
	署長兼警防課長	城間 功		
	総務課長	當銘 直之		
	会計管理者兼会計課長	島袋 清正		

令和2年 第3回島尻消防組合 10月定例議会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	十月二十九日 (木)	会 議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 管理者あいさつ 第4. 令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について 第5. 令和2年度島尻消防組合一般会計補正予算(第2号)について 第6. 島尻消防組合情報公開条例に関する条例の一部を改正する条例について 第7. 島尻消防組合個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例について 第8. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第9. 島尻消防組合監査委員(識見者)の選任同意について 第10. 一般質問

会 期 令和2年10月29日(木) 1日間

令和2年 第3回島尻消防組合 10月定例議会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		管理者あいさつ	
第4	認定第1号	令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について	
第5	議案第10号	令和2年度島尻消防組合一般会計補正予算(第2号)の承認を求めることについて	
第6	議案第11号	島尻消防組合情報公開条例に関する条例の一部を改正する条例について	
第7	議案第12号	島尻消防組合個人情報保護条例に関する条例の一部を改正する条例について	
第8	議案第13号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第9	同意第1号	島尻消防組合監査委員(識見者)の選任同意について	
第10		一般質問	

令和2年第3回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和2年第3回島尻消防組合10月定例会を開会したいと思います。

諸般の報告を行います。管理者より、令和元年島尻消防組合一般会計決算認定について、その他5件の議案が提案されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は3番米増雄二議員、4番仲間光枝議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は10月29日の1日間と決定致しました。

日程第三、「管理者の挨拶」を受けたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

皆さん、おはようございます。本日、令和2年第3回島尻消防組合10月定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り有難うございます。

先月、新型コロナウイルス感染症対応地方創生補助金を活用した緊急搬送用資機材整備事業の落札業者が決定いたしました。未だ県内においても新型コロナウイルス感染者は後を絶たず、管内においてもコロナ感染疑いの事案が度々確認されております。今回購入いたしますコロナ感染拡大防止対応資機材を配備することによって、現場対応時の救急隊員の感染リスクは基より、業務時の精神的な負担軽減に繋がることが期待されます。これまで以上に安全な職場環境を整え、地域住民の皆様へ安心安全を提供し消防業務に邁進してまいります。

今回の定例会は、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定と令和2年度補正予算（第2号）、条例改正3件、監査委員選任同意についてであります。

認定第1号「令和元年度島尻消防組合歳入歳出決算書」は、歳入10億9,168万8,068円、歳出10億8,336万1,404円、差引残額832万6,664円となっております。これに100万以上の事業を対象とした「主要な施策の成果に関する報告書」及び7月30日において決算審査を受け、「監査委員の意見書」も添付しておりますので、ご参照下さい。

次に、議案第10号「令和2年度島尻消防組合補正予算（第2号）」では、歳入歳出それぞれ601万7,000円を増額しまして、総額10億9,998万7,000円を計上しております。

議案第11号「島尻消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について」及び議案第12号「島尻消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、一部の字句修正の改正。

議案第13号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、構成市町に準ずる改正であります。

同意第1号「島尻消防組合監査委員（識見者）の選任同意について」は、前任の伊良皆とも子監査委員の任期満了に伴い、今回も税理士の先生を選任し、当組合の収支について監査をお願いするものであります。

以上、今定例会の開催にあたり、日程に沿ってその都度、事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年10月29日、島尻消防組合管理者 瑞慶覧長敏。

議長（本村 繁）

日程第四、認定第1号「令和元年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」を議題と致します。提案者から提案理由を求めます。

会計課長（島袋清正）

ただいまより令和元年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明してきたいと思います。

認定第1号「令和元年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度島尻消防組合歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和2年10月29日、島尻消防組合管理者 瑞慶覧長敏。

はじめに歳入歳出及び差引残高についてであります。1ページ目をお開き下さい。

島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入総額10億9,168万8,068円、歳出総額10億8,336万1,404円、差引残高832万6,664円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書についてであります。決算書17ページ目をお開き下さい。

実質収支に関する調書、歳入総額10億9,168万8,068円、歳出総額10億8,336万1,404円、歳入歳出差引額832万6,664円、翌年度へ繰り越すべき財源の継続費、繰越明許費等はございません。実質収支額は832万6,664円でございます。

歳入歳出の内訳については、4ページ目をお開き下さい。

事項別明細書で歳入決算から説明致します。1款1項分担金及び負担金、予算現額10億1,487万2,000円、収入済額10億1,502万8,400円、内訳と致しまして1目市町負担金、収入済額10億547万1,000円、構成市町負担金として南城市の方で5億8,770万円、八重瀬町で4億1,771万円あります。

なお、負担金割合は、人口割で南城市58.5%、八重瀬町41.5%となっております。

2目市町特別負担金、予算現額940万1,000円、収入済額955万7,400円、その内訳として、消火栓維持管理費負担金310万2,000円、消火栓移設負担金645万5,400円でございます。

次に、2款1項1目総務使用料、予算現額54万円、収入済額53万1,500円、これは職員の駐車使用料金でございます。2款2項1目消防手数料、予算現額10万円、収入済額49万6,000円、これは予防課の危険物検査手数料でございます。

同じく2款2項3目総務手数料、これは当初予算には計上しておりませんでした、収入として240円ございました。これは情報公開開示による発行手数料でございます。

5ページ目をお願い致します。3款1項1目国庫補助金、予算現額1,416万2,000円、収入済額1,409万5,000円、これは防衛省補助によります高規格救急自動車購入補助金が主となります。

次に4款の県支出金、県補助金はありませんでした。

5款1項1目利子及び配当金、予算現額1万円、収入済額1万8,124円、これは基金積立による利子でございます。あと5ページ目から6ページに跨りますが、5款2項2目不動産売却収入、予算現額2,800万円、収入済額2,800万円、これは旧佐敷庁舎の土地売却によるものであります。

次のページお願い致します。6款1項1目基金繰入金、予算現額150万円、収入済額150万円、これは減債基金からの繰入金でございます。

あと7款1項1目繰越金、予算現額933万5,000円、収入済額985万3,579円、これは平成30年度の繰越金となっております。

なお、繰越金には平成30年度の消火栓移設工事分の繰越明許額51万8,579円も含まれております。

8款1項1目諸収入、予算現額117万3,000円、収入済額216万5,225円、これは予算現額に対しまして、収入済額99万2,225円の増となっております。詳細は小学校講師派遣、自動販売機電気料や7ページ目に跨りますけれども、消防指令センターの派遣職員の超勤分や指令センターの余剰金と実質的な収入となっており、当初予算より増額となっております。

なお、その中の消防応援出動派遣料5万5,000円は、去年首里城火災において当組合から応援出動にて那覇市消防局から派遣料が5万円となり、また別件で糸満市の火災での応援にての5,000円となっております。これは消防応援規定がございまして、それに伴う金額でございます。

9款1項1目消防債、予算現額2,000万円、収入済額2,000万円、これは高規格救急自動車購入に伴う借入金となります。

あと下の方の合計額ですが、予算現額合計で予算現額10億8,969万4,000円、調定額10億9,168万8,068円、収入済額10億9,168万8,068円、予算現額に対しまして収入済額199万4,068円の増、収入率は100.18%でございます。

次に歳出についてご説明致します。8ページ目の方をお願い致します。

1款1項1目議会費、予算現額111万4,000円、支出済額105万3,662円、不用額6万338円、執行率は94.58%でございます。

2款1項1目一般管理費、予算現額1,444万4,000円、支出済額1,444万4,000円、執行率は100%でございます。

なお、その中には旧佐敷庁舎土地売買金額の半分1,400万円を南城市へ負担金として計上しております。これは市町村合併前は、東部消防管轄時代の旧佐敷町での負担金で運営しており、平

成18年市町村合併後、平成21年に当組合へ移管となりましたが、佐敷出張所は旧佐敷町、いまの南城市の負担金であったため、財産処分時では半分は南城市へ、残りの半分は当組合の庁舎建設基金への積立となりました。これは当時の正副管理者での協議書が締結されております。

2款1項3目財政管理費、予算現額2,492万8,000円、支出済額2,492万8,000円、内訳といたしまして、財政調整積立基金へ1,092万8,000円、先程の佐敷庁舎売払の半分1,400万円を庁舎建設基金へ計上しております。

続きまして、9ページ目の方をお願い致します。2款2項1目監査委員費、予算現額47万8,000円、支出済額46万6,486円、不用額1万1,514円、執行率は97.6%となっております。

3款1項1目消防費、予算現額8億8,563万1,000円、支出済額8億8,164万5,467円、不用額398万5,533円、執行率は99.5%でございます。

その中で3節職員手当等、予算現額3億4,604万円、支出済額3億4,478万7,261円、不用額125万2,739円で、主な不用額要因といたしまして、次のページに跨りますけれども、特殊勤務手当、深夜勤務手当等の予算残が要因となっております。

次のページお願い致します。10ページの方ですけれども、4節共済費、予算現額1億2,532万円、支出済額1億2,525万1,854円、不用額6万8,146円となっております。

あと8節報償費、予算現額5万9,000円、支出済額5万9,000円、これは第三者委員が4名おりますので、その謝礼金とハラスメント研修での講師代となっております。

なお、第三者委員会は現在も続いておりますので、令和2年度も報償費の支出はございます。

続きまして、11ページ目の方をお願い致します。11節需用費、予算現額3,404万3,000円、支出済額3,290万9,792円、不用額113万3,208円で、執行率が96.7%であります。主な不用額として、署の消耗品費、燃料費、本部の光熱水費等がございます。

12節役務費、予算現額1,374万9,000円、支出済額1,269万117円、不用額105万8,883円では、主に通信運搬費で約39万円の不用額、また手数料で約51万円の不用額となっております。

主な原因といたしまして、組合からの支払い振込手数料の減と、あとB型肝炎接種抗体検査によるものであります。

13節委託料、予算現額341万7,000円、支出済額325万1,178円、不用額16万5,282円となっております。詳細は、12ページ目の方に跨りますけれども、不用額は主に救命士の病院研修費において当初より数名が日勤異動となりましたので減となりました。

また、新規に顧問弁護士料も加わり、今回16万5,282円の不用額となっております。

14節使用料及び賃借料、予算現額651万9,000円、支出済額634万263円、不用額17万8,737円、使用料及び賃借料に関してはOA機器の使用料減によるものでございます。

あと13ページ目の方をお願い致します。18節備品購入費、予算現額98万5,000円、支出済額98万2,717円、不用額2,283円、今年度の各部署においての必要備品の購入となっ

ております。

あと19節負担金、補助金及び交付金、予算現額2,159万2,000円、支出済額2,155万7,412円、不用額3万4,588円、これは中段ほどにあります沖縄県消防学校研修負担金299万457円ですけれども、これは新職員5名の初任科研修費用や消防長会及び消防大学等への研修負担金であります。額が大きいのは、次ページの右上の方になりますけれども、消防通信指令センターの運営負担金で1,676万7,738円と占めており、これは119番通報での指令センター運営負担金となっております。

14ページの方をお願い致します。27節公課費、予算現額83万7,000円、支出済額82万8,700円、不用額8,300円、これは公用車車検に伴う重量税となっております。

あと3款1項2目非常備消防費、既にご承知のことと思いますが、消防団に関する決算でございます。予算現額771万円、支出済額687万3,931円、不用額83万6,069円、執行率98.2%であります。

1節報酬、予算現額154万7,000円、支出済額154万7,000円、不用額ゼロ、消防団員70名分の報酬となっております。

9節旅費、予算現額231万円、支出済額154万9,750円、不用額76万240円で、内容といたしまして災害時出動の減と、久高島の合同訓練が新型コロナウイルス感染症対策の理由でできなかったために不用額となっております。

11節需用費、予算現額59万8,000円、支出済額53万4,708円、不用額6万3,292円、その中で貸与品33万6,636円は、新規消防団員6名の活動服や靴、帽子等の金額となっております。

18節備品購入費、予算現額76万2,000円、支出済額76万1,400円、不用額600円、これは近年、国内の自然災害が多く発生しておりまして、全国の消防団員が活動できるように国から消防団整備補助金制度がありました。

今回、当組合ではエンジンカッターやチェーンソー、各3台ずつ購入をしております。

19節負担金、補助金及び交付金、予算現額249万3,000円、支出済額248万1,063円、不用額1万1,937円、内訳は消防団員の学校派遣費や消防補償組合費の負担金となっております。

あと3款1項3目消防施設費、予算現額5,186万3,950円、支出済額5,144万3,840円、不用額42万110円となっております。

詳細は15ページに跨りますけれども、13節委託料、予算現額100万円、支出済額99万4,000円、不用額5,600円、これは具志頭出張所の新庁舎移転に伴う土地鑑定委託料や、その土地にある農作物の樹木の物件調査費として計上しております。

あと15節工事請負費、予算現額18万7,000円、支出済額18万6,840円、不用額160円は、佐敷庁舎で国道沿いから見える看板設置工事費用でございます。

18節備品購入費、予算現額4,070万6,000円、支出済額4,070万5,200円、不用

額 800 円、これは老朽化した救急車両の入れ替えに伴う総務省補助の高規格救急車購入でございます。

19 節負担金、補助金及び交付金、予算現額 991 万 9,950 円、支出済額 955 万 7,400 円、不用額 36 万 2,550 円、これは消火栓維持負担金の支払いと消火栓移設負担金で南城市が 2 基、八重瀬町 7 基分の移設の実質工事費の残額となっております。

あと 5 款 1 項 1 目公債費、元金、予算現額 9,937 万 1,000 円、支出済額 9,937 万 213 円、不用額 787 円。

また 2 目利子、予算現額 314 万 1,000 円、支出済額 313 万 5,805 円、不用額 5,195 円、主な償還は消防本部庁舎、救急指令センター事業債、佐敷建設事業債、あと救急車や消防車購入による償還で 13 件分の借入金と利子の償還となっております。

また、歳出における公債費比率は 9.5%でございます。

あと 16 ページの方をお願い致します。6 款諸支出金については、支出はございませんでした。

7 款の予備費については、予算現額が 300 万円ありますが、今年度は 147 万 1,000 円を充当いたしまして、152 万 9,000 円が不用額となっております。

下の方の合計となりますけれども、予算現額 10 億 9,021 万 1,950 円、支出済額 10 億 8,336 万 1,404 円、不用額 685 万 546 円、執行率は 99.37%でございます。

続きまして、財産に関する調書について説明致したいと思っております。18 ページ目の方をお願い致します。財産に関する調書、令和 2 年 3 月 31 日現在、土地・建物に関する調書であります。旧佐敷出張所の売却に伴い土地 1,040 m²、建物 355 m²の減となっております。

また、具志頭出張所建設用の土地購入につきましては、令和 2 年度の取得となりますので、令和 2 年度の決算書に反映されます。

続きまして、19 ページ目の方をお願い致します。物品については、本署の救急車両の入れ替えがありましたが、台数の増減はなく 35 台となっております。

あと無線機につきましては、1 基減となりまして 82 基となっております。

次に、20 ページ目の方をお願い致します。基金でございますけれども、財政調整基金は令和元年度中に 1,092 万 8,000 円の増となり、4,009 万 5,566 円の現在高、減債基金は 150 万円の減で 150 万円の現在高となっております。

庁舎建設基金は、旧佐敷庁舎売却で 1,400 万円が増となり、2,400 万円の現在高となっております。合計で 6,559 万 5,566 円が令和元年度末の基金となっております。

次に資料としてですが、21 ページ目の方をお願い致します。地方債の借入及び公債費の支出状況ですが、令和元年度は救急車購入による借入で 2,000 万円あり、償還で 1 億 250 万 6,018 円を支出しております。これは 13 件分の償還となり、歳出比率では 9.5%であります。

地方債現在高においては、4 億 5,863 万 1,068 円となっており、借入先は国の財政融資資金や旧郵政公社、地方公共団体金融機構及び民間の金融機関となっております。

次に、22 ページ目をお願い致します。決算の款及び節ごとの一覧表となっております。歳出費

全体といたしまして、議会費が0.1%、総務費が3.68%、消防費86.76%、公債費9.46%の割合となっております。

次の23ページは、当組合の財源についてでございます。当組合の財源は、構成市町の負担金10億1,502万8,400円、構成比93.3%により運営しており、他に国庫支出金1,409万5,000円、これは高規格救急自動車及び消防団整備補助事業で1.3%の割合。

また、財産収入2,801万8,124円は、旧佐敷庁舎の売却で2.6%となっております。

また、前年度の歳出11億496万6,426円と比較して、令和元年度は10億9,168万8,068円、約1,327万8,358円減となっておりますが、これは財産収入、繰越金、また組合債の増減などが主な要因になるものと思います。

次の24ページ目の方をお願い致します。この表は、性質別年度の決算調書となっております。右側の令和元年度のAの義務的経費で9億652万9,736円となり、約84%を占めております。

Bの投資的経費では、今回は高規格救急車購入や看板設置費で4,089万2,040円で3.77%となり、去年はポンプ車両や救急車移送費で6,634万594円で、約2,540万円の減額となっております。

Cのその他経費では、1億3,593万9,628円、約12.5%となっております。ちなみに、一人当たり1万4,295円の経費負担となっております。

人口は、前年度南城市、八重瀬町合計で7万5,288名に対し、令和元年度は7万5,786名で498名の人口増となり、救急件数増の一因とも考えられます。

以上で説明を終わりますけれども、議員の皆様のお手元には決算書とともに主要な施策の成果に関する報告書と、令和2年7月に行われた決算審査による監査委員からの決算意見書が配布されていると思いますので、ご参照いただき、ご審議のほどよろしくお願い致します。以上で終わります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

4番（仲間光枝）

おはようございます。質疑というわけではないんですが、去った10月15日に全員協議会を開催して、その場で各議員からの質問にもご丁寧に答弁いただきました。なので、特に今回この本会議場においての質問ということはないんですけれども、監査委員から適正に処理をされている。それを認めるとの報告もございますので、認定に関しては認定妥当というふうには思っております。

ただ、今後、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見通しが立たない中で、今後さらに消防に対する新たなニーズとかも出てくる可能性もありますし、また、近年高層の建造物が増加傾向にある中、社会状況に即した新たな努力事項も出てくるというふうに思っております。

構成市町である南城市、そして八重瀬町のみならず、やはり観光客もたくさん訪れる地域でもありますので、そういった方々の安心安全を含めて、今後も消防の皆様にはしっかりと頑張っていたきたいなというふうに思っています。認定については、妥当だというふうに思っております。以

上です。

議長（本村 繁）

他に質疑はございますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。認定第1号「令和元年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」認定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

日程第五、議案第10号「令和2年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題と致します。

提案者からの報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは、議案第10号「令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

それでは1ページをお開き願います。令和2年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ601万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,998万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明致します。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。6ページをお願い致します。1款1項2目市町特別負担金、補正額30万9,000円の減、新型コロナウイルス感染症対策資機材入札等の減による負担金の減でございます。

7ページをお願い致します。7款1項1目繰越金、補正額632万6,000円の増、これは令和元年度の実質繰越額から本年度当初予算額200万円を差し引いた額でございます。

次に歳出にいききたいと思います。8ページをお願い致します。2款1項3目財政管理費、補正額491万3,000円の増、これは歳入補正額601万7,000円から9ページの3款消防費補正額110万4,000円を差し引いた491万3,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

9ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額110万4,000円の増、内容と致しまして10節需用費103万8,000円の増、救助工作車の伸縮式照明装置修繕費から救急関係消耗品費を差し引いた額でございます。

11節役務費8万6,000円の増、17節備品購入費20万3,000円の減、10ページをお願い致します。18節負担金、補助及び交付金18万3,000円の増、沖縄県消防学校研修費負

担金でございます。初任化教育及び予防査察研修費増と新型コロナウイルス感染症の影響により、研修中止減を差し引いた額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第10号「令和2年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第11号「島尻消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について」及び日程第七、議案第12号「島尻消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ですが、2議案とも一部の字句修正となりますので、一括して議題と致します。

提案者から提案を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第11号「島尻消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について」。

島尻消防組合情報公開条例（平成26年3月25日条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。提案理由、島尻消防組合情報公開条例の一部の字句修正をする必要があるためでございます。

続きまして、議案第12号「島尻消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合個人情報保護条例（平成26年3月25日条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由、島尻消防組合個人情報保護条例の一部の字句修正をする必要があるためでございます。

別紙資料をご参照の上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間光枝）

これについても先日の全協の方で説明をいただいているので質疑というわけではございませんけれども、この議案11号、そして12号においては、これは平成30年4月に清掃組合が移管したときに速やかに行われるべきものだったというふうには思っておりますので、文言修正に限られるので、実務においては影響はなかったと思われませんが、今後このようなことがないように、変更があった場合には速やかに修正を行っていただきたいというふうに思います。それについてどなたかお願いします。

消防長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員のご指摘にお答え致します。私どもも改正の際には、今後はこのような

ことがないように十分気をつけてまいります。以上でございます。

議長（本村 繁）

質疑他にございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第11号「島尻消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議案第12号「島尻消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第13号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第13号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月30日条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を訂正する必要があるためでございます。

それでは、新旧対照表をお開き願います。第3条中「会計年度任用職員給料表に定めるところによる」を「島尻消防組合職員の給与に関する条例第5条に準ずる。」に改める。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第6条中「島尻消防組合職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第11条中「6月10日及び12月10日」を「6月1日及び12月1日」に改める。

次のページをお願い致します。別表第1を削除し、次のページをお願い致します。「別表第2」を「別表第1」に改めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。質疑はないですか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第13号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、同意第1号「監査委員(識見者)の選任同意について」を議題と致します。

提案者から提案を求めます。

消防長(屋比久 学)

同意第1号「監査委員(識見者)の選任同意について」。

島尻消防組合監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項に基づき、下記の者を監査委員として議会の同意を求めます。

氏名、屋富祖榮一。職業、税理士。事務所所在地、八重瀬町字東風平398番地。履歴、別紙のとおり。任期、令和2年10月29日から令和6年10月28日までの4年間。

提案理由といたしまして、識見者監査委員の任期満了により、新たに監査委員を選任する必要があるためでございます。ご審議の上、同意賜りますようよろしくお願い致します。

議長(本村 繁)

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。(「質疑なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。同意第1号「監査委員(識見者)の選任同意について」は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認め、原案のとおり同意されました。

日程第十、これより一般質問を行います。通告の受付順に行います。

尚、本日の質問については各議員の発言はそれぞれ20分以内と致します。

最初の質問者、1番議員、新里嘉議員。

1番(新里 嘉)

おはようございます。通告に従い、一般質問の方をさせていただきたいと思っております。

大きな1点目、離岸流について。①当管内において、これまでに離岸流が原因と考えられる事故は発生しているか伺います。

②離岸流が発生しやすい場所、条件等があるか伺います。

③海上保安庁や自治体と連携をとり、離岸流に巻き込まれない、近づかない等の未然防止策を図ることができないか伺います。

附則として、看板設置等ということで質問させていただきます。

大きい2点目、定員適正化について。前回も同様の質問をさせていただきましたが、前年度に続き、今年度も増員へ向けての動きはありませんでした。組合が作成した人員適正化計画の達成はかなり厳しい状況だと考えるが、所見を伺います。以上、2点よろしくお願い致します。

署長兼警防課長(城間 功)

新里議員からの3つの質問にお答えします。最初に離岸流について、①離岸流が原因での事故発

生についてですが、当組合管内での離岸流が原因での海難事故の発生はありません。

②離岸流が発生しやすい場所ということですが、当組合管内では離岸流が発生している場所はありません。発生する場所や条件ですが、その時の気象、海象により刻々と変化するので発生場所については予測困難です。その離岸流が一旦発生したら1カ月ほど同じ場所で発生し続ける場合もあれば、発生後2時間ほどで位置が変わる場合もあると言われております。

③当組合においても、市町海岸線を広報巡回し水難事故防止注意喚起を促しておりますが、さらに事故防止を図るうえ、消防、警察、漁協関係者で構成する水難事故防止連絡協議会で協議し経年劣化による腐食、標記消え等の看板改修、親切看板設置をおこない事故未然防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

総務課長（當銘直之）

新里議員の質問2. 人員適正化についてです。当組合としましては、構成市町の人口増に伴います救急等の出動増により定員適正化計画を作成し、新具志頭出張所運用開始に向け、職員の増員を考え構成市町の財政課とヒアリングを行ってきておりますが、増員までにはいたっておりません。

今後も構成市町の増員に向けて説明会等を開催して増員に向けて努力していきたいと思っております。以上です。

1番（新里 嘉）

それでは、順を追って再質問させていただきたいと思っております。まず、離岸流についてなんですけれども、当管内においてはこれまでに事故等もないということがいま課長から答弁がありました。

もう1点、定期的というか、随時離岸流がある場所についても、当管内においては、特に確認はされてないという答弁でありましたけれども、以前から当管内において、例えば玉城地区の新原海岸、そちらは百名ビーチ寄りの方ですか、以前から地元の方も、我々も認識しているんですけども、こういった離岸流が発生しやすいということを耳にしております。地元の人もやはりここには近づかない方がいいですよということも周知しているんですけども、やはり看板等もありません。

特に観光客などは、そういった情報等も得られる機会もありませんので、ぜひ看板などの設置というのは、ぜひ前向きに早急に検討していただきたいなというふうに思っております。

やはりこういったコロナ禍の状況なんですけれども、密を避けるということでハブクラゲの防止柵があるビーチではなくて、ちょっと離れた、先程言いました百名ビーチとの間の方、そういったところを遊泳する方もいるというふうに聞いております。

今後、先程言いましたけど、密を避けるためにそういった方々も増加することも危惧されますので、やはりしっかりと地元、そして観光客に対してもアピールしていくべきだなというふうに思っておりますけど、その点について答弁よろしくお願い致します。

署長兼警防課長（城間 功）

ただいまの再質問に関して、先程お話ししました水難事故防止連絡協議会がありまして、これに南城市、糸満市、与那原警察、あるいは漁協関係者と各自治会、警察、海保などの協議会でもって、その中で提案して、これからも事故防止に繋げていきたいと思っております。以上です。

1 番（新里 嘉）

有難うございます。各関係団体と協力しながらということがありました。その中で海上保安庁、第11管区海上保安本部があります。その中に海洋情報部というところがありまして、そのホームページを見ると、離岸流はリーフカレントとも言われているんですけども、リーフカレントが発生しやすい地域ということでホームページの方に、沖縄本島、先島、離島も含めて掲載されているんですけども、その中でも特に当管内においての発生しやすい地域という場所はありませんでした。

ただ、今後随時確認できれば、そのホームページ上に随時登録していきたいということも謳っておりましたので、しっかりその辺は保安庁とも連携を取りながら、当管内において発生しやすい地域が確認されれば、速やかに掲載していくということも前向きにしていきたいなというふうに思っております。

天候とか、それも含めて、このリーフカレントというのは発生しやすいんですけども、特に沖縄の場合は珊瑚礁、岩礁が大きく関わってくるということも言われていますので、そういったところも本当に地元の方とか、漁業関係者は、ここはリーフカレントが起りやすいよということは把握していると思いますので、しっかりその辺とも意見交換、ヒアリングをしていただいて対応していただきたいなというふうに思っております。

本当にこれに関しては、先程も言いましたけれども、各団体、そして自治会等も含めて、しっかり協力して看板などを設置して、地元、そして観光客にもやさしい、また、まちづくりにも繋がっていくと思いますので、ぜひ早めに対応していただきたいなというふうに思っています。

この件に関しては、課長からも前向きな答弁をいただいておりますので、しっかりと当組合としても対応していただきたいと思っております。期待しておりますので、よろしくお願い致します。

大きな2点目の方に移らせていただきます。私、2月の定例会の方でも質問させていただいたんですけども、この人員適正化計画、令和元年度から4年度までの計画となっています。その中で、残念ながら適正計画を両市町に出して、あと増員に向けての人員配置というのがまだ出されていないというのが現状です。令和2年度も期待していたんですけども、それに向けた職員の採用というのはありませんでした。

その中でやはり私が一番危惧しているのは令和4年、あくまでも予定ですけども、12月には具志頭出張所の方がいまの規模と比べて、1.5倍大きくなって開所する予定であります。

その中で、いま現在、具志頭出張所が6人体制、それを当組合としても、近年は先程もありましたけれども、人口増加に伴って救急件数も増えているということでもありますので、そこを3人増の勤務体制へ持っていきたいという意向を持っております。

そうすると、来年、令和3年度のもし増員に向けての職員採用があったとしても、この方々は令和4年4月から一旦消防学校に行かないといけません。ということは、配置が令和4年12月というのは厳しいという状況になると思っております。

その中で、いまいる人員で具志頭も含めてですけども、本署、佐敷、この3地区を賄うことが、

実際に運営することがスムーズにできるのか、組合としての考えをお聞かせ下さい。

総務課長（當銘直之）

新里議員の再質問にお答えしたいと思います。先程、人員増の方がなかなかできない中で9名という国の充足率の77%に合わせるためには、島尻消防はあと9名必要ということで、構成市町にはヒアリングを行ったんですが、なかなかうまくいってない状況の中で、いまおっしゃいました配置編成の案はあるんですが、配置編成してしまいますと、どうしても職員の学校研修であったり、そういった研修の派遣ができなくなってくるおそれがありますので、配置替えではなくて、なるべく組合としまして、増員しながら職員の研修も充実させたいと考えております。以上です。

1番（新里 嘉）

有難うございます。いまいる既存の人数で新しい具志頭出張所ができた後、実際にスムーズに本当に運営ができるかといったら、大変厳しい現状であるということでもあります。

その中で本当に両市町としても大変財政も厳しい中だと思っておりますが、私2月の定例会の方でも、この場で発言したんですけれども、本当に市民、町民の皆さんは、この増員に向けての組合が出した人員適正計画、これ本当に優先順位を上の方として考えていただけていると思っておりますよ。

本当に説明すれば、ある意味納得していただけることだと思っております。本当にこれが万が一何かあったときにやはり叩かれるのは組合、両市町含めてもそうですけれども、市民、町民からの声があがるということが必ずありますので、それを受けてぜひ両市町とも本当に厳しい財政の中、本当に努力していただきたいということの繰り返しなんですけれども、それに関して副管理者、管理者から一言答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

管理者（瑞慶覧長敏）

新里嘉議員の再質問にお答え致します。おっしゃるとおりでございますので、それに関して課題の克服に向けては、引き続き努力を重ねていく所存でございます。

副管理者（新垣安弘）

いま新里議員がおっしゃった内容は、まさにそうだと思っております。いま管理者からの答弁もありましたように深刻に、真剣に受け止めて、できるだけ消防からの要望に応えられるような対応をやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1番（新里 嘉）

副管理者、管理者も2月定例会でも前向きに本当に深刻に考えているという答弁でありましたけれども、やはり先程の私の発言の繰り返しになると思うんですけれども、本当に市民、町民、納得していただける人員適正化計画だと思っておりますので、満額回答までにはいかない厳しい状況だと理解はするんですけれども、本当にそれにできるような形の充足をしていただきたいと思っておりますので、ぜひ来年度は、こういった形でしっかりテーブル上、目に見える形で人員の増員に向けて努力していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくおっしゃりたいと思います。

この後、また同僚議員からも似たような質問もあがっておりますので、また、そのときにも答弁の方をよろしくおっしゃりたいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。有難う

ございました。

議長（本村 繁）

これで新里議員の一般質問を終わります。

次、仲間光枝議員。

4番（仲間光枝）

ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ。本日、10月29日は国産鶏肉の日だそうです。鳥が干支の10番目に当たることで10月、そして「ニク」の語呂合わせで決めたようですがけれども、国産鶏肉の安全性や美味しさをピーアールすることが目的とのことなので、皆さん本日はアツアツのから揚げで家呑みやりましょう。

それでは、早速質問に入りたいと思います。1点目、佐敷出張所の人員についてです。平成21年4月1日に旧佐敷町が東部消防組合から当組合へ管轄移管されました。旧4町村が合併し、平成18年1月に誕生した南城市は、3年余り消防業務に関わる二つの一部事務組合を抱えていたことになりますが、佐敷の移管によって解決されました。

移管事務手続きにおいては、両組合とも大変な苦労があったと思いますが、旧佐敷町の住民からすれば、移管によって消防力やサービスの低下があってはならぬ事で当然その事も論議されたものだと思います。以下伺います。

①佐敷移管時に課題となったこと。②移管直前の佐敷出張所の人員。③佐敷出張所における直近3年間の総出動・出場数（火災・救急別）をお願いします。④4名体制下での役割分担。⑤現状の人員体制で懸念されること。

次、2点目です。会計管理者及び会計課について。県内には消防業務を営む一部事務組合が7組合あり、陣容、体制は各々異なりますが、会計管理者及び会計課に関して以下伺います。

①会計管理者及び会計課の業務内容。②島尻消防組合に会計課を設置している根拠または背景。③会計管理者については消防長と同様に管理者が任命する事になっている。他の職員は消防長が任命するが、その違いは何か。④島尻消防組合消防職員の階級及び職名に関する規則では、消防組織法に基づく階級を定めているが、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士を消防吏員とし、消防吏員以外の職員として消防事務吏員、消防技術吏員、消防現業員と明確に区別しています。会計管理者は消防吏員か、消防吏員以外の職員か。以上、大きく2点よろしくお願い致します。

総務課長（當銘直之）

ただいまの仲間議員の質問、出張所の人員について①と②を私の方から答弁させていただきたいと思います。

佐敷出張所の移管時の課題ということで、財産の譲渡、建物や車両等です。あと佐敷出身者を当組合での割愛採用、割愛採用された職員の給与面の見直し等が課題にあがったということで聞いております。

②佐敷出張所移管前の人員についてですが、佐敷出張所配置が5名でありまして、最低確保人員

が4名と聞いております。以上です。

署長兼警防課長（城間 功）

③佐敷出張所における3年間の総出動・出場数にお答え致します。平成29年中、救急653件、火災6件、救助警戒が81件。平成30年中、救急617件、火災5件、救助警戒135件。令和元年中、救急654件、火災4件、救助警戒123件、以上となっております。

第1警備課長（新垣 聡）

④についてお答え致します。佐敷出張所4名体制下での役割分担についてですが、救急出場に関しては警備係長若しくは消防司令補、これは主査が救急隊長とし、救急隊員は救急救命士、機関員の3名体制で出場しております。なお、重篤患者の要請の場合は4名で出場することもあります。

火災時に対しては、警備係長がポンプ車の隊長、ポンプ車の機関員に消防副士長、タンク車の隊長に消防司令補、タンク車の機関員に消防副士長、若しくは消防士が行っております。

水難事案に対しては、水難隊2名を配置しておりますので、その2名を中心に隊の編成を行っております。以上です。

第3警備課長（平安名 勲）

仲間議員の5番目の現状の人員体制で懸念されることについてお答えします。

現状の4名体制では、通常救急出動、3名で出動した際の次の災害要請等があった場合には、1名で活動することになります。この1名で情報収集、無線運用等の対応をしなければなりません。そのため隊員の安全が確保できず二次災害が発生する事が懸念されますが、その際本署から応援隊も迅速に出場して対応するようにしています。以上です。

総務課長（當銘直之）

続きまして、会計管理者及び会計課についてということで、①会計管理者及び会計課の業務内容ということです。

島尻消防組合会計管理者の補助組織に関する規則第5条にあります分掌事務、現金及び物品（使用中のものは除く）の出納及び保管に関すること。現金及び財産の記録管理に関すること。決算の調整に関すること。公印の保管に関すること。支出負担行為の確認及び収入、支出その他の命令書等の審査に関すること。出納員等に関すること。会計課の予算及び文書等に関すること。その他管理者が必要と認めるものに関する事が業務内容となっております。

続きまして、2番目の当組合の会計課を設置している根拠又は背景ということで、平成18年以前につきましては、構成町村の方で収入役が会計の決裁者となっていましたが、平成18年に合併によりまして収入役の制度が廃止となりました。

それに伴いまして、当組合にも会計管理者の制定が必要となりました。そのとき構成市町の会計管理者に要請はしたんですが、構成市町の会計管理者をしながら他の一部事務組合の会計までは責任が持てないということでありました。その背景もありまして、当時の正副管理者に諮り、南城市、八重瀬町両議会の承認を得て、当組合の会計管理者を設置しております。平成20年3月の議決をもって可決もらっております。

続きまして、3番の会計管理者、消防長任命でなく、管理権限者が任命するということですが、会計管理者は組合の会計を司る職務となり、以前は収入役という特別職での任務での職務でしたが、収入役廃止となり、一般職で任務することになっております。

会計課の職務は、歳入歳出を独立したチェック機能や金銭面を取り扱うものなので、消防長任命権者ではなく、管理者からの権限の一部として他の職員とは任命権は違います。

参考としまして、島尻消防組合会計管理者の補助組織に関する規則に第1条、会計管理者の属する事務及び管理者の権限に属する事務の一部を処理させるため、会計課を置く。

第2条、会計課に課長を置く。2項、前項に定めるもののほか、必要があるときは、会計課に係長を置くことができる。3項、課長及び係長は、職員のうちから管理者が命ずるとあります。

続きまして、4番の階級についてですが、規約では会計管理者は管理者が任免するとあり、ただし、消防職員（消防長は除く）は、消防長が任免するとなっております。なので、明確に会計管理者は消防吏員か消防吏員以外かとの明記はありません。

歴代の会計管理者は消防吏員もおりますし、事務局の職員も歴任しております。以上です。

4番（仲間光枝）

有難うございました。それでは1点目の佐敷出張所の人員についてから再質問をしてみたいと思います。

私の普段いる職場が佐敷出張所からだいぶ近いものですから、救急車両が出ていくたびにサイレンが耳に入ってくるんですよ。なので、個人的な感覚として今年はずごくサイレンの音が聞こえるなという感覚ではあるんですが、先程、課長の方から令和元年度までの出場数とか報告いただいたんですが、現時点において例年より猛暑もありました。例えば、令和2年度は例年より増えそうだなというような感覚とか、そういうのはお持ちでしょうか。

署長兼警防課長（城間 功）

令和2年の現在まで救急件数、コロナの影響で実際、救急件数も少なくなってきたかと思われれます。指令センターの報告からでも通報とか、そういったのがなくて、一昨年より減っているというように聞いております。以上です。

4番（仲間光枝）

やはりコロナの影響で逆現象が起きているということ、要するに控えているということの理解を致します。これもまた不思議な現象かなと思いますけれども、異常気象、最近大雨とか起こりますけれども、災害も年々甚大化を見せていますし、今後ますますの高齢化社会に対応するため、そしていまおっしゃったコロナ感染予防に気をつけながらの救急活動、本当に大変だと思います。

消防力の強化充実というのは、本当に市民、町民にとってとても大事なことで求められることなので、先程から財源のことが出ていますけれども、財源を理由に低下をさせてはいけないものだなというふうには思っております。いざというときに他の消防との連携規定なのか、協定なのか知りませんが、そういった連携があるように、我が消防内にも、別に出張所は違えど、お互いに連携体制はできていると思いますが、やはり先程の報告がありましたけれども、4人体制というのはさす

がに心細い感じが私的にはしています。

やはりギリギリの中で業務を行う現状があるんですよね。その点、先程の新里議員と重なるところはありますけれども、副管理者と管理者の現場体制としては不十分であるという部分についてのご所見をお伺いしたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

仲間光枝議員の再質問にお答え致します。現状、適正化には達しておりませんので、そういう意味では十分に機能しているわけではないという認識は持っております。

先程も答弁したとおり、そこら辺の課題に関しては、引き続き適正化に向けて努力を重ねていきたいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者の答弁があったように同じ思いでありますので、これからもまた管理者とともに現状をしっかりと把握をしながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

本当にこの度の新型コロナウイルス感染症というのは、やはり長期化の様相を見せております。なので、今後しばらくは両市町の税収の落ち込みも考えられるので、いま以上、求めていくのも厳しいというのもやはり私は承知はしていますけれども、ただ、だからといってそれでいいんだよということではないと思います。なので、現状と課題を常に議会のみinnで共有をして、固定観念に捉われずに他にやれることはないかと一緒に考えていくことはとても大事なことだと思いますので、その点を踏まえて次の質問に移りたいと思います。

今回の質問を準備するにあたって、いろいろな消防のホームページを見ていたんですけれども、東部消防組合のホームページ、消防年報、あちらはアップしていますので、それを閲覧していた際、東部消防組合の会計管理者は与那原町の会計管理者が兼任されているということを知りました。ああそうなんだと思って、他の島尻以外の残る5つの消防組合はどうなっているのかなというので調べてみたところ、先程も言ったように島尻含めて7組合ありました。

他の組合では、すべて市町村の会計管理者が兼任されていました。東部消防組合だけなのかなというふうに思って調べ始めたら、結果的には島尻以外すべての消防組合が会計管理者は市町村の会計管理者が兼任していたという、さらに意外なデータにちょっとびっくりしてしまいました。

そして会計管理者もそうなのですが、会計課を設置しているのは、島尻消防組合だけであることも改めて知りました。

そこでなんですが、消防長に伺いたいと思います。先程の総務課長の答弁で、なぜ島尻消防組合に会計課があるのかとか、会計管理者が管理者任命であるかというところの答弁のその経緯は理解しますけれども、全国的に見ましても消防組織の事務分掌としては、総務、予防、警防の3課で行っており、会計業務は総務課が担っているのが一般的です。

実際、島尻の最新の年報があるんですけれども、平成31年4月1日現在の組織図においては、会計課がないんですよ。そこで4点を確認させていただきたいんですが、1つ、組織図に示されて

いない部署があるというのをどう私たちは理解をすればよいでしょうか。2つ、経緯も理解していますし、おそらく平成30年までは衛生部門があったことで会計課を置いていたということも何となくそうなのかなというふうに思っています。

そうした場合、平成30年4月に移管が決まった際に、当消防組合として、会計課存続どうするかについて議論にならなかったのか。3つ目、衛生部門移管の際に異動になった方もいらっしゃると思います。そして当消防組合に残った方もいらっしゃると思います。その各人数と、それぞれの身分保障については明文化した取り決めがなされたのか。または元々ある条例、規則を準用したのか。

最後4つ目なんですけれども、当消防が会計課を必要とする特別な事情があるのであれば、お聞かせをお願いします。以上です。

総務課長（當銘直之）

仲間議員の再質問にお答えしたいと思います。会計課の設置についてなんですけど、先程説明致しました収入役が廃止になったときに国から三択ありまして、1つ目が職員の中からの会計管理者の任命、あと構成市町の会計管理者からの任命、3番目にその当時、副市長、副町長の方を制定しておりましたので、その二人のうちから会計管理者を選定して下さいという通達があったんですが、その中で会計管理者は一般職ということになりますので、3番の副市長、副町長というのは該当しないということで選択から外れております。

先程も説明しましたが、南城市、八重瀬町の会計管理者の方も自分たちの市町のもので精一杯ということがありましたので、必然的に職員の中からの会計管理者の選任となっております。

続きまして、移管についてなんですけど、当時、事務局と言われるところに4名職員がおりまして、その中で希望を募って3名の方が南部広域行政組合の方に行きまして、1名が当時の消防長の方で消防吏員として辞令を交付しております。

その経緯につきましては、当時、事務局の方で島尻消防の予算であったり、議会運営であったり、条例改正等、他決算すべてやっておりましたので、そこでその事務局職員が全部南部広域の方に移管してしまいますと、消防の運営の方に支障を来すということで、当時の消防長が当時の正副管理者に相談しまして、1名を消防吏員として迎え入れて、総務課長として配属しております。

あと会計課の配置についてなんですけど、先程も説明しましたように消防側の支出負担であったり、収入等のチェック機能をどうしても消防側でやってしまいますと、変な意味、悪い温床になってしまうということで、独立して別々にちゃんとしたチェック機能体制にもっていきたいということで分けてやっております。以上です。

4番（仲間光枝）

わかりました。私もこの年報の中で事務分掌を見たんですけれども、会計課は載っていませんので、先程、課長の方から言った規則の方と比べてみても、やはり総務課と会計課の業務はちょっと被るところもあつたりします。公印の保管管理とかというところですか。他の消防とかもそれすべてひっくるめて、総務課がされているので、そこら辺は私的には外部の人間としてはどうして一つに

できなかったものなのかなということで、今回の質問になっております。

もう一つ確認をさせていただきたいんですが、当消防は消防吏員とされる職員というのは、先程私が申し上げた6階級であることに間違いはないでしょうか。その確認をさせて下さい。

総務課長（當銘直之）

仲間議員がおっしゃるとおり、6階級となっております。以上です。

4番（仲間光枝）

会計課には、現在、課長、係長の2名配置されております。先程、佐敷出張所、同僚議員からは具志頭の出張所についてもありましたけれども、やはり4人体制では本当に非常に心細いと私の私見を述べましたけれども、他の6組合の消防同様に、現在、会計課が行っている業務を総務課で行うとすれば、この会計課に配属されている2名は現場の人員として充てられるのではないですかというところの今回の質問に繋がっております。

規則によって課長は消防司令、そして係長は消防司令補のものをもって充てると定められていますので、機構再編とか、改革を行うにあたっては、人事にも少なからず影響を及ぼすだろうことは承知しますし、複数、要するに私がいま言っている総務課と会計課を統合することでの課題はもちろん出てくるとは思いますけれども、財源の制限がある中、現場体制の充実強化を図るためにやれることはやっていくという意思があれば、取り組む価値は、できる、できないは別としてでも、それを考えてみる余地はあるのではないかなというふうに思っていますが、消防長のご所見を伺います。

消防長（屋比久 学）

はっきり言って様々な意見があると思います。現場の方に職員を増やしたいと、やはりいま現在、職員採用が滞っている状態、具志頭出張所の方も増員したい。佐敷出張所も増員したいというところがあって、現場に職員を置きたいというのはあるんですが、予算の執行上、消防本部の予算執行とチェック機関である会計課というのは、やはり分離するべきだろうというふうには思っています。

なぜかと言うと、公金横領とか、不正の温床になりかねない。総務課に会計の出納係を一人置くと、この一人が業務を行うこととなりますので、万が一のこともあるというところもありますので、皆さん公金横領について世間でニュースになっておりますけれども、そういった事態にもなりかねないことが懸念されるのではないかなというふうには思っております。しかし、これは規約の変更等、規則の変更等がありますので、やはり構成市町と協議しながら検討していくものだろうというふうには思っております。

最後に1点、消防年報の方に会計課がないということで、仲間光枝議員の指摘がありましたけれども、私たち職員が組織図をちょっと忘れていましたので、次年度、今回、決算認定を受けましたので、その後、次年度の消防年報、31年度版、令和元年度版を作成しますので、そのときにはやはり訂正するところは訂正していきたいというふうに考えております。以上です。

4番（仲間光枝）

いま現在、会計課課長が会計管理者も兼任されていて、要は会計管理者と会計課長は同一人物、

そして他に係長がいるということで2名体制だというふうに思いますけれども、この会計管理、先程同じ課で、そして一人とか少ない人数でやると、ある意味、不正の温床になりがちなので、別の課に分けているということ消防長おっしゃられていますけれども、それというのは、ある意味、同じ組織内だとあまりそれは働かないのはちょっと高いのではないかなと思うんですよ。

課を分けたからといって、それがなくなるというようなことに歯止めはなかなかかかりにくくなって、私個人的には思っております。

なので、せめてこれは消防長もおっしゃったように、消防だけの課題ではなくて、構成市町のリーダーのお二人がどうするか決めなければいけないことなんですけれども、会計管理者、他の消防は構成市町の特に管理者が所属する自治体から兼任で兼職しているという実態がありますので、そこら辺はまたあとでお聞きしますけれども、ちょっと他のところと検討して、しっかりと考えてほしいなというふうに思います。

例えば、構成市町の会計管理者を充てることによって、必然的にそこには島尻消防の職員でない人が入るわけですから、必然的にわざわざ入れなくても人事交流的要素が入りますし、構成市町との関わりが当然増えてきます。その分、組織活性化にも繋がると思います。

また、現規則でも会計管理者は、管理者が任命することになっていますので、実務上も問題ないかというふうに思います。以上、会計課と会計管理者について、私の私見を述べてまいりましたけれども、それについて管理者、副管理者のご所見をお伺いしたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

組織の体制をどうするかにも繋がっていきますので、ご提案いただいたことに関しては、どのような課題があるのかも整理をしながら検討させていただきたいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

近隣の消防組合の調査をした上でのご提案は大変貴重だと思います。消防長も答弁していましたように、市町と消防と行われた議論を共にしっかりと検討して参りたいと思います。

4番（仲間光枝）

有難うございます。よろしくお伺いしたいと思います。私が思うところのいろいろ組織を変えていく、その絶好の機会というのは2年前ですか、平成30年の衛生部門が移管されたときだったのではないかなというふうには思っておりますけれども、そのときに検討しなかった、あるいはできなかったということで、今後、一切やらなくてもいいということにはあたらないと思いますので、ぜひ今回、私が申し上げたことについては、本当にできる、できないということ以前に、やれることはないだろうかという中で議論をしていただきたいなというふうに思っています。

消防組合にとってもそうですが、構成市町にとってもこれは良いと思うことは消防長、そして両管理者、連帯協力して、果敢にスピード感をもってやっていっていただきたいなというふうに思っております。

最後になんですが、度々申し訳ありませんが、いま本当にコロナであります。ウィズコロナ、アフターコロナ、今後のそういったことも見据えて本当に足りるということはいま現在言えない消防

行政について、今後どういったことをやっていきたいとか、考えていることを総括的に意見をお伺いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

消防長（屋比久 学）

仲間光枝議員のこれまでの質問の件ですけれども、重々肝に銘じて、やはり私たち消防にとっては人が財産でありますので、人員確保、あと機械器具、消防機械を充実させること、そして水利、消火栓水利を充実させるということを肝に銘じて、これから消防力強化に努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（本村 繁）

これで、仲間議員の一般質問を終了致します。

次に、宮平議員よろしく申し上げます。

2番（宮平憲二）

グスーヨー、チューウガナビラ、季節も涼しくなって過ごしやすくなったんですけれども、こういうときはコロナの方も何か元気が出るみたいで感染しないように皆さん頑張っていきましょう。

では早速、一般質問要旨に基づいて質問していきたいと思います。1から4までありますけれども、1番目、先程、認定第1号の方で認定されましたので、私のこれに関する質問は私の理解を深めるという意味合いで質問していきたいと思います。

1番目、令和元年度の決算について。①剰余金を基金等に編入する前の決算剰余金について。②編入した基金・公債費等の名称及び個々の金額。③剰余金の残額とその取り扱いについて。

大きい2番、消防債について。財政の厳しい中、予算編成においては地方債の活用が必要不可欠であるが、現状について伺います。

①地方債の起債手続について。②地方債の引受先の選定について。③起債の方法・利率・償還期間等について。

大きい3番目、消防職員の新型コロナ感染について。8月9日に消防職員が新型コロナへの感染が判明しました。以下について伺います。

①県の感染拡大防止における緊急事態宣言中に当該職員が複数人でボウリングをし、その後居酒屋に行ったという話が市民からありました。事実か伺います。

②濃厚接触者の判定について。

大きい4番、第三者委員会について。①第三者委員会の審議の対象になっている項目について。②現在の各項目の進捗状況及び今後のスケジュールについてお願いします。

総務課長（當銘直之）

ただいまの宮平議員の質問にお答えしたいと思います。まず、はじめに令和元年度決算についてということで、剰余金を基金等に繰入する前の決算剰余金についてということですが、決算終了しますと、剰余金は次年度の一般会計への繰越となりまして、次年度の予算ということで運営費に回っております。

②編入した基金・公債費等の名称及び金額なんですが、剰余金を年内で剰余金が出た場合は、財

政調整基金の方に積立しております。

公債費等の名称なのですが、令和2年9月末時点で公債費は14件ございます。財政融資資金から高規格救急車1,680万円借入に対しまして、504万円の残額。水槽付ポンプ車購入900万円借入しまして、残額が630万円。はしご付き消防ポンプ車購入で4,570万円借入しまして、1,371万円の残額です。

続きまして、地方公共団体金融機構から平成28年度佐敷出張所建築に伴いまして、7,000万円の借入で、5,775万円の残額です。

同じく平成28年佐敷出張所、同じく建築1億円を借入しまして、残額が8,000万円です。

水槽付きポンプ車購入3,200万円借入しまして、残額が320万円。消防デジタル26年度借入で1億880万円借入しまして、残額が4,922万9,233円。同じく消防デジタル27年度1億6,560万円借入しまして、残額が9,108万円。本庁舎、建物の借入が3億8,480万円借入しまして、残額が1,228万2,257円となっております。

続きまして、沖縄銀行さんから佐敷出張所建築に伴いまして5,200万円借入しまして、残額が4,290万円。同じく新具志頭出張所の用地取得に伴いまして1,900万円借入してございまして、残額が1,900万円、これは次年度からの償還に入ります。

続きまして、JAおきなわさんから佐敷出張所の設計4,390万円借入しまして、残額が2,414万5,000円となっております。

水槽付きポンプ車購入で2,530万円の借入で1,771万円の残となっております。

あと海邦銀行さん、高規格救急車購入で2,000万円借入しまして、残額が1,600万円となっております。以上です。

続きまして、③の前年度の剰余金の残額とその取り扱いについてなのですが、これは先程も説明いたしました前年度の剰余金につきましては、次年度の繰越となりますので、次年度の予算の方に運営費として回っております。

続きまして、質問その2の消防債についてということで、①地方債の起債の手続きについてですが、はじめに起債計画書を沖縄県の市町村課というところに提出しまして、そこで協議をしてもらい許可をいただきます。許可をいただいた後に借入の手続きとなっております。

②地方債の引受先の選定なのですが、国の機関であります利率の安い地方公共団体金融機構や財政融資資金から借入を申請しておりますが、最近では国の方から民間の銀行さんの方から借入してくださいということで通知がきております。

続いて、起債の方法・利率・償還期間についてなのですが、起債の方法につきましては、先程説明しました沖縄県の方に提出しまして、そこで協議をしてもらい許可をいただくと。

その後、利率につきましては、沖縄銀行さん、JAさん、海銀さん、琉銀さんの方に入札を行いまして利率を決定しております。

その際、その借入額によって、車両については5年間の償還期限が決まっておりますので、5年間としております。その他建物であったり、土地については年間予算を圧迫しないような金額設定

や償還年数を設定しております。以上になります。

続きまして、質問その3です。消防職員の新型コロナ感染についてなんですが、感染した職員からはボウリングへの参加をしたということは聞いておりますが、居酒屋に行ったということ、質問ありましたが、その事実はありません。

詳細につきましては、ホームページ上に掲載しているとおりでございます。

②濃厚接触者の判断についてなんですが、南部保健所と連絡を取り合いまして、南部保健所の基準に照らし合わせた結果、当組合では濃厚接触者はいないということで判断しております。

続きまして、第三者委員会について質問ですが、第三者委員会の審議の対象になっている項目についてなんですが、4項目あがっております、飛び級、野球賭博、警防規程の問題、救急出動記録票時間の問題ということで、以上の4項目となっております。

進捗状況についてなんですが、第三者委員会の方がいま非公開となっておりますので、進捗状況や今後のスケジュール等はちょっと把握しておりませんが、昨日の28日、第10回の委員会が開催されたということで現時点はそのような状況となっております。以上です。

2番（宮平憲二）

まず1点目、決算の剰余金の取扱いなんですけれども、地方財政法で決算剰余金の2分の1以上を積み立てるということになっておりますけれども、それは議会で議決して初めて成立するわけです。

ですから、2分の1以上という数字を知りたいんですよ。決算剰余金が当初いくらあって、これに対して5割以上の基金への積立をやったということを教えてほしいと思います。

消防長（屋比久 学）

お答え致します。いま宮平議員が言ったのは、地方財政法第7条の件だと思います。地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額を剰余金が生じた翌々年度までに積立、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源にあてなければならないということでもあります。

今回、平成元年度の決算剰余金に関しては、補正予算第2号の方で2分の1以上を今回積み立てております。

ページといたしましては、8ページ、財政管理費で491万3,000円の増というふうになっておりますが、前年度832万6,664円の剰余金が発生しておりますので、その2分の1以上を今回積み立てておりますということでご理解願いたいと思います。以上です。

2番（宮平憲二）

地方財政法第7条で2分の1以上積み立てるということを書いていて、地方自治法の第233条の2項、歳計剰余金の処分について、議会の議決の対象になっているということですが、その場合の積立基金と繰上返済ですか、それも対象になっているということがありましたけれども、議会の議決の対象になっているのは基金だけということによろしいですか。

消防長（屋比久 学）

今回、補正第2号の方で地方自治法第233条の2ということで、会計年度において決算剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないということがあって、歳入の7ページに繰越金ということで、今回、当初予算200万円、補正額632万6,000円、合計832万6,000円ということで、この832万6,664円は今回補正第2号、皆さんに議決いただきましたので、それをもって今後歳入の方に繰り入れるということになっております。以上です。

2番（宮平憲二）

続きまして、消防債の起債手続きについてなんですけれども、届け出と協議、それから許可、3つのタイプがあると思います。その中で、届け出は実質公債費が18%未満、協議は公的資金の場合です。それから許可が実質公債費が16%以上で許可ということになっておりますけれども、当消防においては、実質公債費というのはいくらぐらいでしょうか。それでそのタイプとしては、先程銀行もありましたし、銀行という、縁故債に該当すると思うんですけれども、民間の銀行とか使う場合はよく縁故債とよく聞かれますけれども、それが該当していると思いますけど、いくつも起債ありますよね、あれが届け出のタイプはすべて一緒ですか。

総務課長（當銘直之）

起債の手続きなんですけど、基本的には年度はじめに起債計画を作りまして、県の市町村課の方に提出しまして、その後、県の許可が下りた後に、あとは国の機関なのか、民間の銀行さんなのかというので割り振りして、その後、民間になった場合は、民間の沖縄4行の銀行さんに参加してもらいまして、借入、利率の入札を行って、決まったところで、あとはその銀行さんとの貸付の手続きに入っていくという形になっております。以上でよろしいでしょうか。

2番（宮平憲二）

タイプがあると言いましたけれども、許可というのは沖縄県の比率にして、知事が財務大臣に申請して許可か不可かの答えに分かれてくるのですよね。それは、だいぶ財政状況が悪い場合に許可に該当しますと書いてあります。島尻消防の場合、協議か届出になっていると思いますね。どちらかだと思いますけど、銀行とかそういうところは多分、届出か協議だと思うんですけどね。で、公的資金は使われているというのもあるんですけど、その使い分けというんですかね。それは金利の安い高いで決めているのか、今のタイプですね。公的資金の場合は協議で借りているのか。お願いします。

会計課長（島袋清正）

会計課の方から答弁したいと思います。うちの組合の公債費の割合は9.5%でございます。ただいま宮平議員のおっしゃった18%以上に関しては、国、県の許可が必要、あと25%も制限、35%以上も制限されるということとなっておりますので、当組合の公債費の割合としては、9.5%で安全だということが言われています。

あと起債に関しては、協議及び許可というのがございますけれども、こういう18%以上となると許可が必要であります。でも、当組合としてはいま9.5%でありますので、この起債に関する件は、県の方に申請いたしまして、9.5%以内でありますので協議の方で承認をしてもらって借

入しているところでございます。

あと補足になりますけれども、借入先の方、国管轄の方では財政融資資金というところからの借入がございまして、あともう一つは、国及び主要都市の方が出資して出している地方公共団体金融機構というところから借入しております。

あともう一つは、先程申しました縁故債、これは各民間の金融機関、農協さんとか、銀行さんというふうになっておりますけれども、うちの方としては利率の低い方の方を借入ということで、補助事業とか、そういうのがあれば財政融資資金とか、地方公共団体金融機構というところで申請はしますけれども、国の方も持ち予算というのがございまして、それによってはうちの方が例えば救急車とかを買う場合は、財政の方の国の予算があるので、縁故債、民間の方で借りてもらえないとか、そういう問い合わせがございまして、そうなった場合は、この縁故債の方を利用して借入しているというところであります。

組合としては利率の低い方を優先というか、申請はしますけれども、この辺は県の方で割当というのがありまして、そこでうちの方も県の指導でもって借入をしているという状況でございます。以上です。

2番（宮平憲二）

縁故債ですけれども、ちなみに南城市の場合、市中銀行から借りているんです。その場合に7銀行から見積りを取って、いろいろ条件あると思うんですけれども、基本的には金利の安い方から借りています。

その7銀行のうち、1社は内地の銀行で鹿児島銀行ですか。あとは県内の銀行ですけれども、そういうふうに競争をして金利をなるべく安くするようにしております。

ちなみに、縁故債の業者というか、受け手側の決め方なんですけれども、どういうふうに決めておりますか。

総務課長（當銘直之）

民間銀行さんの選定なんですけど、先程も説明いたしましたとおり、当組合は4行で利率の入札を行っておりますので、その入札に伴いまして一番低い利率を出したところと借入を契約しているということです。以上です。

2番（宮平憲二）

ゼロ金利時代ということで、非常に金利は安いんです。私も最近借りたことありますけど、1%台でした。額が大きくなると、もっと金利は下がると思うんですよね。現在の借りている金利、そして金利計算も元金均等、元利均等いろいろあって、それによって金利もだいぶ差がありますよね、その辺もちょっと教えてもらえますか。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時01分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘直之）

借入が半年の元金均等割の償還で行っております。ちなみに利息の方が約0.7%ぐらいということで入札の方は大体進んでおります。以上です。

2番（宮平憲二）

方法は、元金均等という話で期間が5年ですか、半年。

総務課長（當銘直之）

支払いにつきましては、5年です。

2番（宮平憲二）

5年、たぶん計算したら短期の場合は、元利均等の方が安くつくのかなと思ったんですけど、元金均等は当初金利相当高いです。最初は不利ですけど、大体中盤ぐらいから逆転して金利は安くなっていくんですけど、短い期間だと不利ではないのかなと思うんですけど、その辺、比較検討はされていますか。

総務課長（當銘直之）

現時点、車両に関してですけど、支払い元金均等償還でやっておりますが、5年間の利息もすべて含んだ計算で年間の償還額は一定額に抑えるように計算されておりますので、そこで特に、ちょっと休憩をお願いします。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午後12時02分

再開 午後12時04分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘直之）

大変失礼しました。当組合としましても総合的に見まして、安い方向で借入条件をやっておりますので、特に問題はないかと思えます。以上です。

2番（宮平憲二）

であれば、元金均等と元利均等の比較検討をして、こっちが安いという理屈になると思うんですけど、それをやっているかという質問なんです。どれだけの差があって、これになったという質問です。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午後12時05分

再開 午後12時06分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘直之）

比較検討して、このような支払い方法となっております。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 午後12時06分

再開 午後12時07分

議長（本村 繁）

再開します。

会計課長（島袋清正）

借入の方がいま13件から14件ございまして、それをまた個別というのはちょっと時間的に難しいんですけども、例えば消防付ポンプ自動車というのを元金金利で借りております。900万円を5年で借入して、実際利息の方が5年間で480円という低利率の方でやっております。

うちの方でも元金と元利いろいろあるんですけども、こういうやり方としては総合的に利息が少ない方というのを加味してやっているところでございます。以上です。

2番（宮平憲二）

了解しました。次回金額は教えて下さい。では、大きい3番ですが、先ほど答弁で、ボウリングは行ったけど、居酒屋には行ってないという事でありまして、コロナは2月から始まって現在も続いている状況ですけども、質問に書いてあるように、県が緊急事態宣言を宣言している最中に行ったということではないんですか。

総務課長（當銘直之）

緊急事態宣言が出た初日の方のボウリング大会の方に参加しているということで聞いております。

2番（宮平憲二）

新型コロナ禍での職員への指導監督はどういうふうに指導しているか教えて下さい。

総務課長（當銘直之）

各職員には文書として出しております。以上です。

2番（宮平憲二）

これは緊急事態が出て、しかも初日にこういうことをやっているということで非常に憂慮しているんですけど、緊急事態宣言は8月1日に発令されました。ましてや8月の最初は15日でやって、それでもコロナ禍が広がり続けて、一回9月5日まで延長しています。そのときはちょうど旧盆にもあたっていて、そこでお年寄りに広がったら困るということで延長しています。学校も休校、職場も自粛、家庭でも自粛ということで、みんな我慢しているんですよ。

それを初日にすぐ行って感染してしまったということですけども、この感染した職員というのは、管理職なのか、一般職なのか教えて下さい。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質問にお答えします。宮平議員がいまおっしゃっているとおり、ボウリングで感染しているということでおっしゃっているんですが、正直、南部保健所からしましてもボウリング場での感染源として決定もしておりませんし、その後、地域の行事に参加して、その地域でも感染者が複数出ているという情報も入っておりまして、正直、ボウリング場でうつったのか、うつってないのかというのも正直わからない部分でありまして、確かに自粛期間中の初日に出たということにつきましては、本人も重々反省しておりますし、約2週間の間、病気療養を取っている期間中にも消防長の方から電話ではありますが、口頭注意でやっております。そして管理職なのか、一般職なのかというのは個人情報にあたる質問かなと思いますので、差し控えたいと思います。以上です。

2番（宮平憲二）

これはホームページで新型コロナウイルス感染症の発生についてという事で、消防の方から出ております。その中で、8月7日の先週会った友人が新型コロナウイルスに感染したという情報。先週会ったというのはボウリングのことを指しているんですか。

総務課長（當銘直之）

そのとおりボウリング場で会った友人ということ聞いております。以上です。

2番（宮平憲二）

職員にはそういう指導監督やっているということですから、肝心のそれを管理監督する管理職がこういうことをやったら非常にまずいと思うんですけど、間違ったら、これ、本人戻ると、職場もあります。そして地域の繋がりもあります。買い物とかも行きます。いろんな場所で万が一クラスターが発生したらとんでもないことになるんですけど、消防の仕事自体がチームワークですよ。そこで感染しクラスター、この前ありましたけれども、そういうことが発生しないとも限りません。

ですから、何を言いたいかと言うと、管理者が認識不足ではないかと思います。その件について消防長、管理者、副管理者の方から所見をお願いしたいと思います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの宮平憲二議員の所見ということでもありますけれども、やはり私たちも不要不急の外出は避けて下さいというふうには文書では流しております。しかし、今回、感染した職員に対しては、口頭で注意を行いました。しかし、本人の健康の回復が一番でありますので、本人の精神的ケア、そこら辺も考えながら対応してきました。

また、時差出勤をしておりましたので、濃厚接触者はいないというところでもありましたので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

宮平憲二議員が言うように、消防職員が感染すると、救急隊であつたり、傷病者の方に感染させる恐れもありますので、そこら辺は十分気をつけていきたいと思っています。以上です。

管理者（瑞慶覧長敏）

消防という職務上、細心の注意を払わないといけない職場でございますので、今後もこういった

ことは二度と起きないようにしっかりと管理をしていきたいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

いまの状況は、誰でもいつどこで感染するかわからない、そういう状況ですので、共にしっかりと気をつけてまいりたいと思います。以上です。

2番（宮平憲二）

ぜひ、一番かかってほしくない職場だと思います。医療関係者、そして救急に携わる消防が一番市民にとっては命綱です。そこでクラスターでも発生したら大変なことになりますので、ぜひ今後十分徹底をしていただきたいなと思います。

次にいきます。4番目、第三者委員会についてですけれども、第三者委員会の任期と言うんですかね、それは何年とかありますか。

総務課長（當銘直之）

任期につきましては、第三者委員会が管理者に答申をするまでとなっております。以上です。

2番（宮平憲二）

いろいろな議題がテーブルにあがっていると、その中で市民からよく問い合わせがあり、この第三者委員会の進み具合について聞かれるんですけど、これは中間報告とか、そういうのはないんですか。

消防長（屋比久 学）

これは委員長が決めるものだと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

今後のスケジュールというのは、わかりづらいだろうなと思うんですけど、さっき任期もまだわからないということですけども、消防としてこれは何年もやるわけにはいかないと思うんですよ。早めの結論を出してほしいと、市民は願っているんですけど、その辺で期限を決めて答申してほしいということが普通だと思いますけど、これは目途がないと何年もやるということはちょっとあれなんですけど、その辺の考え方を教えてほしいんですけど。

消防長（屋比久 学）

私も仲地委員長の方にその話はしました。やはり皆さん関心があるのはいつまでに答申できるのかということでありましてけれども、やはりお尻は決められないということをおっしゃっていました。やはり審議の内容によって、いつまでということではないというふうに言っていましたので、そこら辺はいつまでということはお答えできないだろうというふうに思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

大変その辺は難しいだろうと思います。できるだけ早めに市民の皆様に公表できるように努力してほしいと思います。私の質問これで終わります。

議長（本村 繁）

これで、宮平議員の一般質問を終了します。

次に、米増雄二議員をお願いします。

3番（米増雄二）

お昼も過ぎていきますので、端的に終わっていきたいなと思います。では、通告書を読んで質問します。

大きな1、島尻消防組合人員適正化計画について。昨年度、今年度と島尻消防組合人員適正化計画に基づき、隊員の適正化を進め、市町へ提案してきた。しかし、市町から同意が得られず計画が進んでいないことを聞いている。この状況を鑑み伺う。

①各署の人員を伺う。②各署の年間出動件数を伺う。③現場の人員で不備があれば伺う。④隊員の配置移動は全員が対象か、年数を伺う。

大きな2番、消火栓の設置状況について。市町の住宅も増え、消火栓の対応も急がなければならない。特に八重瀬町では、毎年新設を予算化している。

①現場として、不足分として何個あるか伺う。②年間、何年を目標に完了を考えているか伺う。以上です。よろしくお願いします。

署長兼警防課長（城間 功）

ただいま米増議員からの島尻消防の人員適正化計画についてということで質問にお答え致します。

①、②は私の方から回答致します。①の職員の配置数ですが、本署が最低確保人員11名、具志頭出張所においては6名、佐敷出張所において4名となっております。

②の質問ですけれども、各署所の出動件数、本署においては令和元年中1,446件、具志頭出張所において令和元年中1,622件、佐敷出張所においては令和元年中781件となっております。以上です。

第3警備課長（平安名 勲）

私の方から③現場の人員で不備等についてということにお答え致します。佐敷出張所に関しては、先程、仲間議員の質問でもお答えしましたので、具志頭出張所の件についてお話したいと思います。

具志頭出張所は、現在6名勤務で救急隊2隊出場しますと、具志頭出張所、人員はゼロとなります。その後、災害等の要請があった場合は、本署からの応援で対応します。その際、応援で対応しますので、時間的な遅れがどうしても懸念されるところであります。

最近八重瀬町も人口増加に伴い救急出場も増加していますので、2隊出場という事案も多く発生している状況です。以上です。

総務課長（當銘直之）

④番の隊員の配置の件についてですが、配置移動に関しましては全職員を対象としております。職員の資格保持等を考慮して、適材適所配置しております。明確に何年という縛りはございません。以上です。

署長兼警防課長（城間 功）

次に消火栓の設置状況について回答を致します。①消防施設整備計画実態調査の集計では、当組合管内の水利整備数が1,115基の算定に対し、506基の整備で約45%です。600基が未整備となっております。

水利整備 1, 1 1 5 基の算定の仕方ですが、半径 1 0 0 メートル包含で計算されておりまして、これには畑、山なども含まれていますので、このような数字が出ております。

②については、先程説明いたしました、山や畑なども含まれていますので、いつまでに完了とは言えません。現時点では、市街地での消火栓不足という状況は発生しておりません。現在も開発行為等で住宅地が建設される場所においては、消火栓の新設及び防火水槽の指導を行っております。管内の消火栓の設置に取り組んでいるところであります。以上です。

3 番（米増雄二）

有難うございました。適正化については、同僚議員からも質問がありましたので、ほぼほぼ完了しているのかなと思います。

僕も 3 署、本部が 1 1、具志頭が 6、佐敷が 4 と、この数字を動かしたらいいのではないのかなというところがありました。そういうわけにはいかないという回答だったので、そこはいいです。

やはり人員が少ないということになると思います。一方では、具志頭を新しく建設するから人員を増やすとかというふう聞こえる場合も個人的にあって、そういうことではないですよ。

総務課長（當銘直之）

特に今回新庁舎建設にあたりましての職員の増ではなくて、基本的に 6 名ではいま現時点でも厳しい部分がありますので、3 名増して、次の救急要請とかに対応したいと。それが今回、新庁舎の運用開始にちょうどいい具合で乗っかっている形になっておりますので、そういう形になっていきます。以上です。

3 番（米増雄二）

現状として人員は厳しい状況であるというところで認識を致しました。今回の決算書でも休日手当だったり、超過勤務手当だったりとか、多い少ないは、この金額で他の消防署と対比をしているわけではないので何とも言えないんですけど、この額から言うと、休日手当が 3, 2 0 0 万円ぐらい、超過勤務が 2, 7 0 0 万円ぐらいあるというところであるんですけども、これが適正化の人数になった場合、いま言われている休日手当だったりとか、超過勤務手当だったりとかというのは、ゼロにはならないとは思いますが、これは減るといえるのか、かからないというような感じになるのか伺います。

総務課長（當銘直之）

ただいまの米増議員の質問にお答えします。正直、人数が増になってしまいますと、確保人員が増えてしまいますので、休日休が増えるというのは現実問題として出てくると思います。

そこで他の超過勤務に関しても、それだけ人数増えた分、夜中の 2 2 時以降、翌朝の 0 5 時までは時間外手当というのが発生しますので、これが出勤件数が増えれば、そこら辺の予算の方も増えていくのかなという感じになります。以上です。

3 番（米増雄二）

この超過勤務手当というのは、いま僕の場合として、民間というか、サラリーマンをしていますので、感覚として一日の働く時間は 8 時間ですよ。それ以上働いたときに発生する手当なのかな

というふうに思ったんですけど、そうではないということですか。

総務課長（當銘直之）

なかなか民間企業さんのように定時の8時間で終わるとい、現場は特にシフト制になっておりますので、一日24時間勤務しておりますが、基本的には15.5時間の勤務時間数となっております。

それ以外に関しましては、先程も言いましたが22時から05時の間に出動した場合は、150%の時間給の割り増しがありますので、一概には人数が増えたから予算が落ちるとい、そういった流れにはなかなか結びつかないのかなと思います。以上です。

3番（米増雄二）

わかりました。制度というか、内容が全く違うというところであると思いますので、ちょっと僕は勘違いしてしまったので、もうちょっと勉強していきたいなと思います。

この人数に関しては、ご質問があったので終わって、あと配置の移動、全員が対象というふうにお伺いをしました。ちらっと聞いたんですけども、異動しない方もいるよというふう聞いたことがあって、特別ではないと思いますけれども、そういう方がいらっしゃるのであれば、いまいないということだったんですけど、そういうふう聞いたので、その件についてお伺いします。

総務課長（當銘直之）

いまの質問ですが、異動してないというのが何年なのか、ちょっと正直わからない部分ではあるんですけど、概ね3年というのは目安に考えておりますが、先程説明の中で資格保持者がいます。資格保持というのは、救命士であったり、水難隊、潜水士を持っている職員であったり、最近ではドローンの資格保持者がいますので、そういったものを考慮しながら配置していきますと、2年で動く職員もいれば、1年で動く職員もいるし、もしかしたら3年、もしかしたら4年、もしかしたらいる職員もいるかもしれませんので、これは適材適所で配置しておりますので、もし4年以上とか、そういった部分があるんだしたら、もしかしたら私たちの見落としでなかなか異動できてない部分があるかと思っておりますので、基本的にはそういった有資格者を優先に平等に各警備配置しておりますので、以上です。

3番（米増雄二）

わかりました。というのは、具志頭と佐敷と本部、人数もあって、一人当たりの出動、稼働とい、いますか、具志頭が1,600、本部が1,400、佐敷が800ぐらいと、人数的に言うと、かなり具志頭の職員の方が実働時間というのが多いのかなと思いますので、持っている資格とかによってあるというのはわかるんですけども、やはり僕がだったら具志頭に4年いたらちょっときついな思ったりもすると思うので、そういう配慮とかというのはなされているのか、お伺いしたい。

総務課長（當銘直之）

八重瀬町に関しましては、先程、救急件数も増になって、職員の方にはだいぶ負担がかかっていると思いますが、救急隊2隊ありまして、交互に出ていると思いますので、件数が本署よりも、佐敷よりも倍ぐらい違うということなんですけど、佐敷に関しましては救急車1隊でやっておりますの

で、平均的にいったら、大体2倍ぐらいなのかな。そこまで出動件数が多くなれば負担になると思うんですけども、そこをきつから異動させるとか、そういったのはなくて、先程もありました有資格者、そういった免許保持者を優先に配置しております。以上となっております。

3番（米増雄二）

となると、いまの人数で足りるんじゃないんですか。そういうことではないんですかね。

総務課長（當銘直之）

今回、具志頭の増員につきましては、あくまでも救急隊員2隊が出動した場合、人員がゼロになります。ですが、ポンプ車両とタンク車の車両はあるんですよ。そこでもし八重瀬町内で次の災害等が発生したときに玉城から応援に行くと、そういう懸念があるので、最低二人、二人いれば、ポンプ車は1台動かせるということでの増という形で考えております。

3番（米増雄二）

わかりました。適正化はやっていかないといけないというふうに理解はしましたので、先程も管理者と副管理者からも取り組んでいくということですので、僕も八重瀬町議会の議員としてしっかり町内で必要であるということは訴えていきたいなと思っておりますので、また勉強をしながら、いろいろ教えていただきたいなと思います。

消火栓について、数字45%というふうに聞くと、これだけかというところではあるんですけども、住宅街はほぼほぼ問題ないといま答弁だったというふうにお伺いしているんですけども、それで間違いないですか。

第3警備課長（平安名 勲）

住宅街については、開発行為などで申請があった場合、その中での設置基準を満たしていると思っております。

消火栓がないところでも、当組合においては水槽車の方での対応も可能だと認識しておりますので、そこら辺は問題ないと思います。以上です。

3番（米増雄二）

わかりました。住宅街、増えれば都度都度設置をしているというふうに聞いていますので、やはり増えた地域には、しっかりとめれなくやっていただきたいなと思います。

お昼も過ぎましたので、今日は管理者と副管理者もいろいろお声を聞けましたので、僕から質問はやらずに終わっていきたいと思います。有難うございました。

議長（本村 繁）

これにて一般質問を終了致します。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回島尻消防組合10月定例会を閉会致します。